



来年2月12日(木)から3月1日(日)まで開催する市民展覧会の作品を募集します。美術、写真、書道の3部門。入選作品は、市民文化会館に展示します。

問い合わせは 生涯学習課 ☎210-2198

■ 募集作品の部門

書道=漢字、かな、新傾向(近代詩文・墨象・少字数)

美術=日本画、洋画(油彩・水彩・アクリル・版画・パステル・切り絵・張り絵など)、彫刻・工芸

写真=風景・ネイチャー、花・動植物、スナップ・人物(いずれもカラー・白黒を問わない。画像加工とカラーコピーは不可)

■ 募集作品の規格

書道=〈漢字〉縦作品は縦180cm

×横60cm以内。ただし軸装は縦210cm×横60cm以内。横作品は縦60cm×横180cm以内〈かな〉70cm×180cm以内で縦・横自由。縦作品のみ縦180cm×横60cm以内も可。ただし軸装は縦210cm×横60cm以内〈新傾向〉180cm×75cm以内で縦・横自由。縦作品のみ縦180cm×横60cm以内も可。ほかに各部とも90cm×90cm以内も可

美術=〈日本画・洋画〉6号以上

30号以下。版画は、30号以下自由。ただし額装を含めて縦・横1m以内。ひも付きの額装をすること(日本画の額はガラスの使用不可。洋画は樹脂ガラスのみ可)〈彫刻・工芸〉立体作品は底面積1m×1m以内で高さ1m以内。壁面作品は縦1.5m×横1m以内

写真=半切。ひも付きアルミ額(シルバー)でアクリルガラス使用(やむを得ない場合のみガラス可)搬入は箱入り。作品中の人物には了解を得ること

■ 手数料や搬入・搬出など

出品手数料=出品点数1点につき2,000円。(高校生は1,000円) 同一部に2点以上出品の場合は、1点増すごとに1,000円増し

出品資格者=市内在住・在勤・在学の高校生か16歳以上の人

出品点数=無制限。ただし彫刻・工芸は1人2点以内

搬入=来年1月24日(土)午前9時30分～午後3時に総合福祉会館(日吉町二丁目)へ。郵送不可

出品票・開催要項の配布=11月28日(金)から、市内各地区公民館、コミュニティセンターで

入選・入賞の発表=来年2月2日(月)午前10時。前橋プラザ元気21で

■ 展示期間

〈美術〉来年2月12日(木)～15日(日)〈写真〉来年2月19日(木)～22日(日)〈書道〉来年2月26日(木)～3月1日(日)会場=市民文化会館



昨年度の美術部門



9日から15日まで 秋の火災予防運動

火の元に 十分注意を

問い合わせは 消防本部予防課 ☎220-4507

11月9日(日)から15日(土)まで秋の「火災予防運動」が実施されます。空気が乾燥し、火災が発生しやすいこの時期、市民一人一人が防火について考え、大切な命と財産を火災から守りましょう。

住宅火災を防ぎ、命を守る7つのポイント

- 3つの習慣
- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

消す。

● 4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる。

期間中は楽しいイベントがいろいろ

● 通信指令室の特別公開

緊急時の119番通報内容を早く適切に行う通信指令室の公開をします。

日時=11月9日(日)～15日(土)、午前10時～午後4時
会場=消防本部

● 消防ふれあい広場

煙・初期消火体験やミニ消防車の乗車、キーホルダー作製、幼年消防服試着などを行います。

日時=①11月8日(土)午前9時30分～正午②11月15日(日)午前9時～11時30分
会場=①は前橋合同庁舎(上細井町)②は消防本部

● 防火ポスターの入賞作品を展示

本市と富士見村の小中学生が描いた防火ポスターの入賞作品45点を展示。最優秀作品は、本年度の本市防火ポスターに採用し、事業所や学校などに掲示します。

日時=①11月7日(金)～13日(木)、午前10時～午後10時②11月14日(金)～20日(木)、午前10時～午後9時③

11月21日(金)～27日(木)、午前10時～午後8時
会場=①はイトーヨーカドー前橋店(表町二丁目)②はけやきウオーク前橋(文京町二丁目)③はショッピングセンター・アイム(大胡町)

住宅用火災警報器の設置が義務化

● 国の基準に適合した警報器を

6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。火災を音声で知らせるこの警報器は、国の基準に適合した「NSマーク」の付いた警報器を選びましょう。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。

● 悪質な訪問販売に注意

「点検」と言って勝手に部屋へ上がり部屋を物色するなど住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを販売することはありません。

放火されにくい環境づくりを

本市で昨年発生した火災原因の約25%が放火や放火の疑いによるもの。次の点に注意して放火されにくい環境をつくりましょう。

- ①家の周りには燃えやすい物を置かない。
- ②ごみは指定された日時に出す。
- ③物置や車庫には鍵を掛ける。
- ④夜間は家の周りを明るくする。
- ⑤隣近所と協力し合って放火防止に取り組む。